

ID: 5638

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	特別徴収金の徴収（法第36条の3第1項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用する法第36条の3第1項の規定による。 (特別徴収金) 第36条の3 土地改良区は、政令で定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第3条に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から第36条第1項又は第2項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日